

## 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等	厚生労働省	1
34	医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止	厚生労働省	5
6	医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し	厚生労働省	18
8	夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和	文部科学省	21
39	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化	厚生労働省	27
25	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農林水産省	30
1	国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し	厚生労働省	33
30	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	農林水産省	37

# 栄養士・管理栄養士制度の概要

## ○ 栄養士及び管理栄養士の定義（栄養士法第1条）

栄養士

栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

管理栄養士

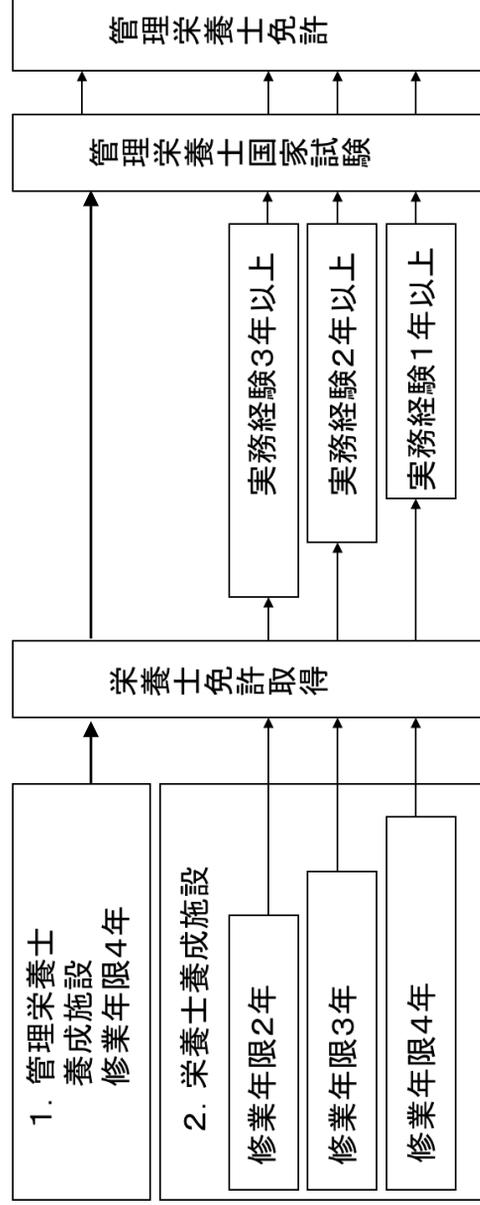
管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、

- ・ 傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導
- ・ 個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導
- ・ 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

1

備考10:管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等(厚生労働省)

## 栄養士免許取得及び管理栄養士国家試験制度の概要



### ○ 管理栄養士国家試験受験資格（栄養士法第5条の3）

管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

- 一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百二十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したものの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

## 管理栄養士国家試験養成課程別合格率

○ 第37回管理栄養士国家試験（令和5年2月26日実施）

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	養成課程別 合格率 (%)
計	16,351	9,254	56.6	100
管理栄養士養成課程(新卒)	9,444	8,235	87.2	<u>89.0</u>
管理栄養士養成課程(既卒)	1,372	136	9.9	1.5
栄養士養成課程(既卒)	5,535	883	16.0	9.5

# 免許等照合書について

第37回管理栄養士国家試験 別紙様式第4

この「免許等照合書」は、既に養成施設を卒業している者が提出する書類であるので注書すること。  
 ※管理栄養士養成施設の卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、願書提出時に「免許等照合書」を提出すること。ただし、「2.卒業証書(証明書)の写し」の部分は、記入しなくてよい。

## 免許等照合書

### 1. 栄養士免許証の写し

番号	第	号
本籍(都道府県)		
氏名		
生年月日	昭和・平成	年月日
取得(登録)年月日	昭和・平成・令和	年月日
都道府県名		

(取得(登録)年月日とは、一番最初(変更前)に  
 [交付された年月日のこと。])

### 2. 卒業証書(証明書)の写し

氏名		
学校		
(学部・学科・専攻名まで記入)		
卒業年月日	昭和・平成・令和	年月日
生年月日	昭和・平成	年月日

・栄養士免許証と氏名が違ふ場合には戸籍謄本文は抄本と照合すること。その際には旧姓の氏名を記入する。  
 ・編入学をした者は、編入した課程を修了した時のものを記入する。  
 ・編入学をした者で、卒業見込受験する者は記入不要。

### 3. 履修証明書の写し(受験者は記入しないこと。)

該当する下記に○印をつけること ※該当しない場合、斜線を引くこと。	
4年制の管理栄養士養成課程	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科
1. 履修している	1. 1年 (31単位以上)
2. 履修していない	2. 2年 (62単位以上)
を履修している	

養成施設コード一覧の管理栄養士養成課程(P15~16)と学位授与機構認定の専攻科(P19)のみが該当する。

上記について照合したところ事実と相違ありません。

令和 年 月 日

照合者の本庁又は保健所等名

職種名  
 氏名

印

備考 この用紙は、A.4とする。

- 注意
- ・免許証及び卒業証明書の原本証明は、必要事項を本紙に転記し、原本を持参又は郵送の上、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁で行うこと(一部除く)。原本の写しは認められない。
  - ・記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず照合者の印により訂正し、提出すること。出願者個人の訂正印は認められない。

# 5 医薬品等の国家検定について

重点番号34：医薬品等の国家検定に係る  
都道府県経由事務の廃止（厚生労働省）

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- ▶ 都道府県による関与以外の方法では、国家検定の適正性を確保できないのか。国家検定の実施に係る不正を防止し、適正性を確保することは、都道府県に委ねることなく国が直接行うべきではないか。
- ▶ 国立感染症研究所が日本版CDCに改組されることにあわせて国家検定の制度改正を行う方針とのことだが、制度改正の検討にあたっては、一連の業務において都道府県の経由を不要とする方向で進めていくことを明確に示していただけないか。また、制度改正の具体的なスケジュールを示していただきたい。制度改正の過渡期の中でも、都道府県の負担軽減を図る工夫はできないか。

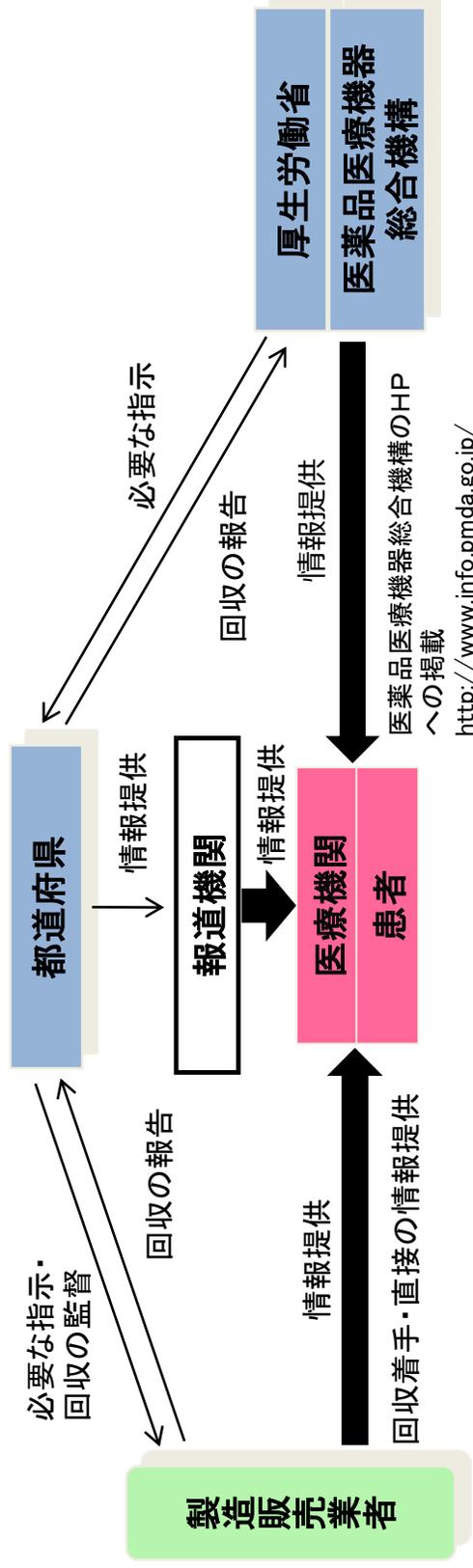
## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点①

- 都道府県による関与以外の方法では、国家検定の適正性を確保できないのか。国家検定の実施に係る不正を防止し、適正性を確保することは、都道府県に委ねることなく国が直接行うべきではないか。
- 国立感染症研究所が日本版CDCに改組されることにあわせて国家検定の制度改正を行う方針とのことだが、制度改正の検討にあたっては、一連の業務において都道府県の経由を不要とする方向で進めていくことを明確に示していただけなのか。また、制度改正の具体的なスケジュールを示していただきたい。制度改正の過渡期の中でも、都道府県の負担軽減を図る工夫はできないか。

- 都道府県の薬事監視員は、検定業務のみならず、検定に合格し出荷されたワケチンに対する薬事監視も担っており、出荷後に判明した品質不良ロットの自主回収に係る管理監督業務など、薬事監視員として普段から医薬品の製造工程及び品質管理について中立的な立場から監視指導業務を実施している。このように、国家検定の対象となる製剤は、製造業者の不正行為の未然防止等のため、都道府県の薬事監視員が所管する地域の医薬品の品質を確認しており、都道府県の薬事監視員が検定業務を担うことは、医薬品の全体的な品質・安全性を確保する上で重要であると考える。
- なお、現在、地方厚生局に配置されている薬事監視員は各地方ブロックあたり平均3人であり、1都道府県あたり平均約61人と比べて少なく、仮に地方厚生局で検定業務を担当する場合、現行の都道府県による対応と比べて大幅な負担増となることから、業務移管は現実的ではない。

# 医薬品の自主回収制度（回収の報告制度）

都道府県の薬事監視員は、検定業務のみならず、出荷後に判明した品質不良ロットの自主回収に係る管理監督業務など、普段から中立的な立場で監視指導業務を実施している。都道府県の薬事監視員が検定業務を担うことは、医薬品の全体的な品質・安全性を確保する上で重要である。



(危害の防止)

第68条の9 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者は、その製造販売をし、又は第十九条の二、第二十三条の二、第二十七条若しくは第二十三条の三十七の承認を受けた医薬品、化粧品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の使用によつて保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知つたときは、これを防止するために廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

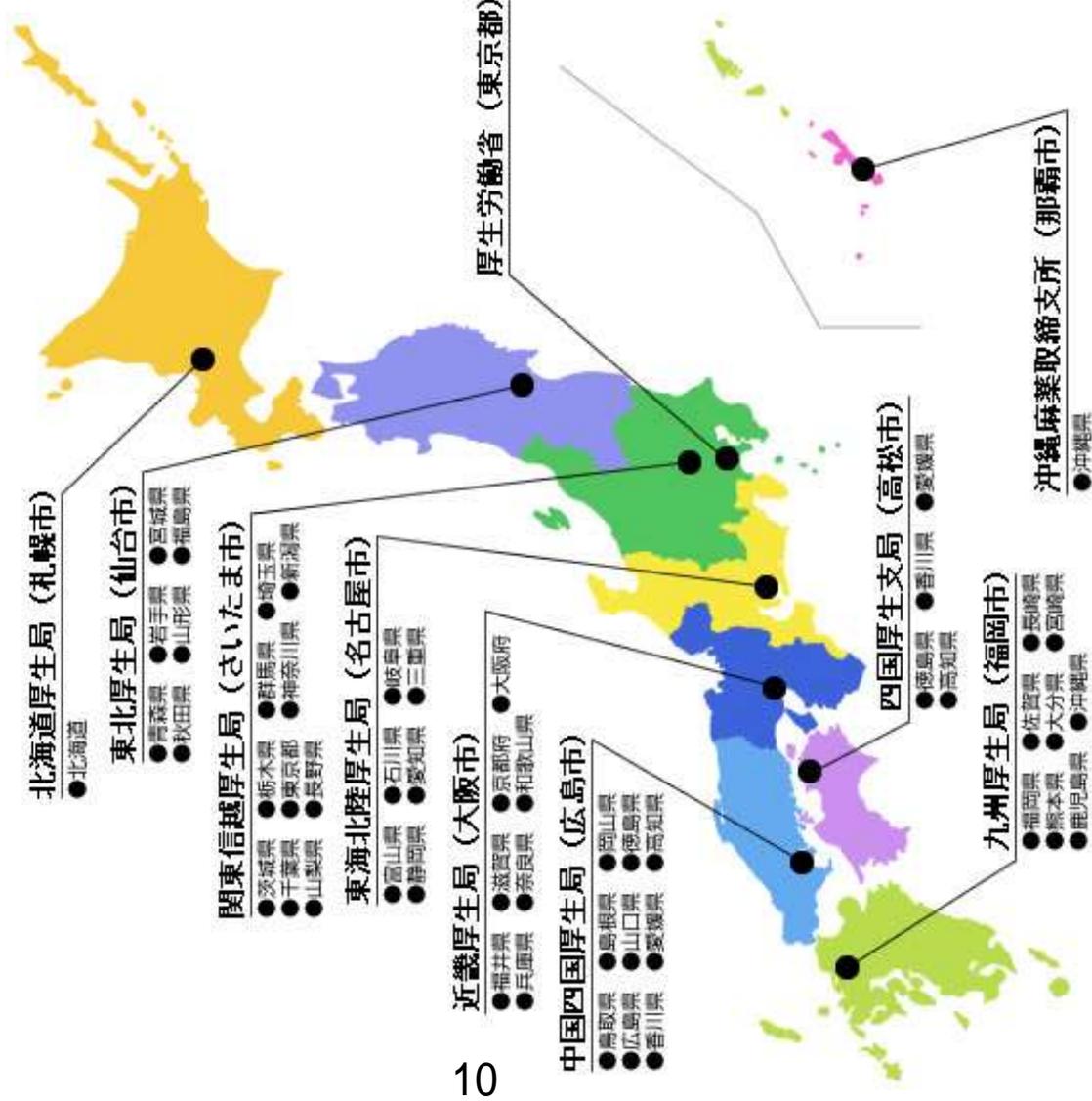
2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の販売業者、医療機器の販売業者、貸与業者若しくは修理業者、再生医療等製品の販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、前項の規定により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者が行う必要な措置の実施に協力するよう努めなければならない。

# 地方厚生局における薬事監視員の配置数（令和4年度）

## ○薬事監視員数の配置数

地方厚生局の薬事監視員数は、平均約3人であり、都道府県の平均約6.1人と比べて少ない。

- ※1 都道府県の1薬事監視員が担当する検定担当件数は年間約0.45件。
- ※2 仮に地方厚生局で国家検定の対応を行う場合、1薬事監視員が担当する検定担当件数は年間約2.8件。
- ※3 検定担当件数は、「年間検定担当件数の合計/検定実施都道府県における薬事監視員数の合計」として算出。



# (参考) 令和4年度薬事監視員の地方別配置数①

## ○北海道（北海道厚生局）

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
北海道	132	21
地域内都道府県計	132	21
うち、検定実施都道府県計	132	21
北海道厚生局	1	-

## ○東北地方（東北厚生局）

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
青森県	26	0
岩手県	36	0
宮城県	81	0
秋田県	31	0
山形県	19	0
福島県	37	0
地域内都道府県計	230	-
うち、検定実施都道府県計	-	-
東北厚生局	1	-

## ○関東・信越地方（関東信越厚生局）

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
茨城県	108	0
栃木県	66	9
群馬県	58	0
埼玉県	141	102
千葉県	56	80
東京都	157	44
神奈川県	127	10
新潟県	38	12
山梨県	29	0
長野県	67	0
地域内都道府県計	847	257
うち、検定実施都道府県計	585	257
関東信越厚生局	8	-

※薬事監視員数は令和4年4月1日時点。都道府県の薬事監視員数には、保健所等の本庁以外に所属するものを含む。以下同じ。

# (参考) 令和4年度薬事監視員の地方別配置数②

## ○東海・北陸地域（東海北陸厚生局）

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
富山県	84	0
石川県	47	0
岐阜県	71	0
静岡県	95	0
愛知県	127	7
三重県	72	13
地域内都道府県計	496	20
うち、検定実施都道府県計	199	20
東海北陸厚生局	2	-

## ○近畿地方（近畿厚生局）

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
福井県	41	0
滋賀県	45	0
京都府	71	50
大阪府	75	0
兵庫県	123	81
奈良県	47	0
和歌山県	49	0
地域内都道府県計	451	131
うち、検定実施都道府県計	194	131
近畿厚生局	6	-

# (参考) 令和4年度薬事監視員の地方別配置数③

## ○中国・四国地方 (中国四国厚生局・四国厚生支局)

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
鳥取県	11	0
島根県	36	0
岡山県	42	0
広島県	52	0
山口県	47	26
徳島県	45	0
香川県	34	47
愛媛県	46	0
高知県	40	0
地域内都道府県計	353	73
うち、検定実施都道府県計	81	73
中国四国厚生局・四国厚生支局	1	-

## ○九州地方 (九州厚生局)

都道府県	薬事監視員数	年間検定担当件数
福岡県	45	0
佐賀県	11	0
長崎県	44	0
熊本県	59	61
大分県	47	0
宮崎県	65	0
鹿児島県	40	0
沖縄県	25	0
地域内都道府県計	336	61
うち、検定実施都道府県計	59	61
九州厚生局	2	-

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点②

- ▶ 都道府県による関与以外の方法では、国家検定の適正性を確保できないのか。国家検定の実施に係る不正を防止し、適正性を確保することは、都道府県に委ねることなく国が直接行うべきではないか。
- ▶ 国立感染症研究所が日本版CDCに改組されることにあわせて国家検定の制度改正を行う方針とのことだが、制度改正の検討にあたっては、一連の業務において都道府県の経由を不要とする方向で進めていくことを明確に示していただけないか。また、制度改正の具体的なスケジュールを示していただきたい。制度改正の過渡期の中でも、都道府県の負担軽減を図る工夫はできないか。

- 令和7年度以降、国立健康危機管理研究機構(新機構)の設立後に、国家検定の検定品目を新機構から独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に順次移管することを予定している。PMDAへの移管に際し、書面中心の審査を行い、検査が必要な場合にはPMDAから新機構に委託されることとなる。それも踏まえ、次期薬機法改正に向けて国家検定制度全体の見直しを図ることとしており、検体の抜き取りや検定合格表示の立会い等の都道府県の関与が不要となる手法を導入する方向で検討を進めている。
- 以上のように、国家検定制度については令和7年度からの見直しに向けて既に検討が始まっていること、また検定業務を理由に人員を確保している都道府県も存在する中、頻回に制度を改正することとなった場合、反って都道府県に混乱と負担を強いることとなることから、制度改正の過渡期で当座の対応を行うことなく、令和7年度の見直しに併せて一元的に制度を見直すこととしたい。

## 国家検定の移管と制度の見直しについて

- 国家検定については、国立健康危機管理研究機構の設立に伴い、令和7年4月以降、以下の大幅な見直しを行うこととする。
  - ◆ 書面審査を中心とした審査で評価できた製品の検定から、順次、国立健康危機管理研究機構から医薬品医療機器総合機構(PMDA)に移行。
  - ◆ 最終的には、実地試験が必要な品目も含め、全ての検定対象品目がPMDAに移管され、検定機関はPMDAのみとなる。
  - ◆ PMDA移管後は、引き続き実地試験が必要な品目や、国内外の知見に基づき製品の品質や安全性が疑われる場合には、PMDAから国立健康危機管理研究機構に実地試験の実施を委託。
- これらを踏まえ、次期薬機法改正に向けて国家検定制度全体の見直しを図ることとしており、検体の抜き取りや検定合格表示の立会い等の都道府県の関与が不要となる手法を導入する方向で検討を進めている。
- 令和7年4月以降の制度見直しや、次期法改正に向けて、現在検討を行っている中、頻回に制度を改正することとなった場合、反って都道府県に混乱と負担を強いることとなる。制度改正の過渡期で当座の対応を行うことなく、令和7年度の見直しに併せて一元的に制度を見直すこととしたい。

## (参考) 国家検定に関連した製造販売業者による不正事案について

血液製剤の製造販売業者が検定合格証紙貼付済み製品の包装箱を開封・再封緘をすることといった不正行為を実施し、行政処分が実施された事案も存在。ワクチン等の品質に関連し、保健衛生上の危害の発生の防止のため、製造販売業者のみに委ねるのではなく、国家検定制度において中立的な立場での行政の関与が必要。



### Press Release

報道関係者 各位

#### 薬事法に基づく行政処分について

平成24年7月に、株式会社ベネシスが製造販売する6製品\*について、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)が調査をした結果、医薬品及び医薬品外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)に適合していないことが判明しました。

本日、このことについて、別紙のとおり、株式会社ベネシスに対して、薬事法に基づき、同6製品の製造管理・品質管理に係る改善命令を行いましたので、お知らせします。

\* 抗D人免疫グロブリン散剤用1.0.0.0倍「ベネシス」

献血ヴェネノグロブリン1H静注5g

献血ヴェネノグロブリン1H静注2.5g

献血ヴェネノグロブリン1H静注0.5g

ノイアート静注用1.5.0.0単位

献血アルブミン5%静注5g/1.0.0mL

(事業の概要)

株式会社ベネシス東京都工場において製造された6製品について、出荷判定後に検定合格証紙貼付済み製品の包装箱を開けて、再封緘をし、出荷されていた事実が判明しました。これは、定められた作業の手順から逸脱した不適切な出荷であることから、厚生労働省は、医薬品及び医薬品外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)に適合しない行為として、薬事法に基づき、改善措置を講じるよう改善命令を行いました。

なお、今回判明した製剤箱の改裝行為が、製品の成分そのものの品質・安全性に影響を与えるおそれはないことから、6製品について回収等は実施していません。

- 平成24年7月、血液製剤の製造販売業者が製造販売する製品について、追加の検品が必要になった場合に、検定合格証紙貼付済みの製品の包装箱を開封・再度封じ、出荷がされていた事案が判明。
- 開封・再封においては、合格証紙の貼り替えも実施されていた。また、一部の事案では、検定合格証紙の不正流用・貼付も確認された。

- 定められた作業手順から逸脱した不適切な出荷であることから、医薬品及び医薬品外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)に適合しない行為として、医薬品医療機器等法に基づき、業務改善命令が実施された。

薬局開設許可の変更届出 (許可) 事項の変更届出	医療機関の開設備出 (許可) 事項の変更届出	薬局開設許可の変更届出	保険医療機関及び保険 薬剤師届出事項変更 (異動) 届	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
届出(報告)義務 の対象者	開設者	開設者	開設者	管理者	開設者
届出(報告)先	都道府県知事 (診療所又は助産 所の場合は、開設 地が保健所を設 置する市又は特 別区においては、 市長又は特別区 長。)	都道府県知事 (開設地が保健所 を設置する市又は 特別区の区域にあ る場合においては、 市長又は特別区 の区域にある場合 においては、市長 又は特別区の区 長。)	管轄地方厚生局長 等 (保険医療機関又 は保険薬局の所在 地を管轄する地方 厚生局等の分室が ある場合において は、当該分室を経 由して行う)	都道府県知事	都道府県知事
届出(報告)期限	変更後10日以内	変更後30日以内 (一部変更前)	変更後速やかに	変更後速やかに	変更後速やかに
様式・システム等	都道府県、保健所 設置市、特別区が 様式を規定	厚生労働省令で届 出様式を規定 (添付書類様式は、 都道府県、保健所 設置市、特別区が 例示)	紙(※)又は保険 医療機関等電子申 請・届出等システ ムで提出 (※)通知で様式 例を規定	G-mis	G-mis
根拠条文	医療法第8条 医療法施行令第4条 医療法施行令第4条の 2	薬機法第10条 薬機法施行規則第16条 薬機法施行規則第16条 の2	保険医療機関及び保 険薬局の指定並びに保 険医及び保険薬剤師の登 録に関する省令第8条	医療法第6条の3	薬機法第8条の2 薬機法施行規則第11 条の4

国土番号6：医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る  
手続の見直し(厚生労働省)

医療機能情報提供制度の基本情報の項目										医療機能情報提供制度にはない項目														
病院等の名称	病院等の開設者	病院等の管理者	病院等の所在地	病院等の案内電話番号及びファクシムの番号	診療科目(助産所除く)	診療科目別の診療日(助産所除く)	診療科目別の診療診療時間(助産所除く)	病床種別及び届出又は許可病床数(歯科診療所及び助産所除く)	御産所の場就業日	(助産所の場合)就業時間	現に病院・診療所を開業し、又は病院去し、又は診療所に勤務するものである旨	同時に二以上の病院又は診療所を開業し、又は診療所を別こととする旨	病床数及び病種	医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の定員	診療する医師の氏名、診療科目、診療時間	診療に従事する医師の氏名、担当する診療科目、診療時間	建築物の構造、平面図	(開設者が法人であること)定款、寄附行為又は条例	(水質汚濁防止法で定められた公共用水域に汚水を排出する場)汚水を排出しようとする公共用水域の種類、名称、場所、方法	管理者・診療科名、住居表示、保険医療機関の名称、診療時間の変更年月日	保険医の氏名、保険医の登録番号、及び医師等登録番号、担当診療科名、異動年月日	保険医療機関の開設者又は管理業者が、保険医療機関の指定の取消になる事由が発生した場合はその旨及び年月日		
医療機関の開業変更届(診療所の開設者が医師等の場合)		○ ※添付書類が必要			○						○													
医療機関の開業変更届(病院又は診療所の開設者が医師等でない場合)		○ ※添付書類が必要			○																			
保険医療機関・保険薬剤師届出事項変更(異動)届		○			○																			

薬局機能情報提供制度の基本情報の項目										薬局機能情報提供制度にはない項目														
薬局の名称	薬局の開設者の氏名	薬局の管理者	薬局の所在地	電話番号及びファクシムの番号	健康サポート薬局である旨の表示の有無	地域連携薬局・専門医療機関の認定の有無	開業時間(※営業時間のうち、特定販売を行う時間を除いた時間)	開店時間(※営業時間以外で相談できる時間)	薬局開設者が法人である場合の責任者の氏名、薬局開設者の住所	薬局の営業時間(※営業時間以外で相談できる時間)	薬局の管理業務の担当者(※当該薬局において併せて行う医薬品の業務の種類)	放射線医薬品を取り扱う、又はその放射性医薬品の種類	当該薬局において販売し、又は授与する医薬品番号(特定制剤を除く。)	特定販売を行う際の通信手段の有無	特定販売を行う際、緊急時及び緊急時の電話番号その他の連絡先	特定販売を行う時間(※営業時間のうち特定販売を行う場合がある時間)	特定販売を行うための広告(※法第四条第二項の申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を示すこととその名称)	特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をする旨(※ホームページ、テレビ及びラジオの構成要素)	特定販売の方法に関する適切な監督を行うために必要な設備	管理者・住居表示、保険医療機関の名称、診療時間の変更年月日	保険薬剤師の氏名、薬剤師の登録番号、及び医師等登録番号、勤務形態、異動年月日	保険薬局の開設者又は管理業者が、保険薬局の指定の取消になる事由が発生した場合にその旨及び年月日		
薬局開設許可の変更届	○ ※添付書類が必要	○ ※添付書類が必要	○	○	○ ※事前届出	○ ※事前届出	○ ※事前届出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保険医療機関・保険薬剤師届出事項変更(異動)届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

# 重複項目数及び薬局機能情報提供制度と薬機法の報告・届出先を踏まえた検討

提案の検討には、重複項目数に加え、各都道府県における報告・届出の受付機関を考慮する必要がある。

## 1. 重複項目が1項目に留まるため、届け出したとみなすことの効果は極めて限定的かつ混乱を招くおそれ

- 重複項目（添付書類不要、報告・届出期限が同様）は「営業日」のみであり、1項目のみに届出をみなすことの規定を設けることは、自治体等の負担軽減の効果が極めて限定的である。
- 営業日が変更となる場合、営業時間や従事する薬剤師が併せて変更となる場合が多く、営業日のみで届出する機会は少なく、こうした観点からも効果は限定的と考える。
- みなしの規定を一部のみに設けた場合、事業者が他の項目もみなしの規定があると誤解したり、添付書類の扱いで混乱を招くおそれがある。また、自治体の制度周知や混乱の是正等に負担が生じる。

20

## 2. 報告・届出先が異なる場合があるなど、自治体側の状況に相違があることで、混乱を招くおそれ

- 薬局機能情報提供制度による報告先と薬局変更届の届出先が、異なる地域があり、こうした地域では、届出をみなすことの規定を設けることは困難である。このため、地域によって、みなしの取扱いが異なることは避けられない。
- 一方で、事業者には、チェーン薬局など単一自治体内に留まらず、都道府県を跨ぎ広域展開している企業が多く存在しており、このような状況の下では、事業者側の混乱や地域ごとに取扱いを変えることが必要である等の負担が生じる。
- 加えて、同一自治体の場合でも、自治体の裁量によりみなし規定を設けるか選択できることとする場合には、一層事業者側で混乱を招くおそれがある。

薬局機能情報提供制度による報告

都道府県 薬務主管課	都道府県立保健所 ※権限委任等	保健所設置市・ 中核市・特別区 ※権限委任等
○	-	-
○	○	-
○	-	○ (提案自治体)

薬局変更届

都道府県 薬務主管課	都道府県立保健所 ※権限委任等	保健所設置市・ 中核市・特別区
---------------	--------------------	--------------------

※権限委任等

都道府県条例により、都道府県知事権限を都道府県立保健所長や保健所設置市保健所長等に権限委任している場合や、都道府県立保健所長等が代理で事務執行している場合がある。

○：各自治体で実施している組合せ  
-：通常、想定されない組合せ

# 夜間中学とは

- 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等  
(就学の機会の提供等) 第14条  
(協議会) 第15条

21

- 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校（※）である。

- 公立の場合、授業料は無償である
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

(※) 制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得るが、現存の夜間中学は全て公立である。

- 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。

※第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁（令和3年1月25日）

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置されることを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

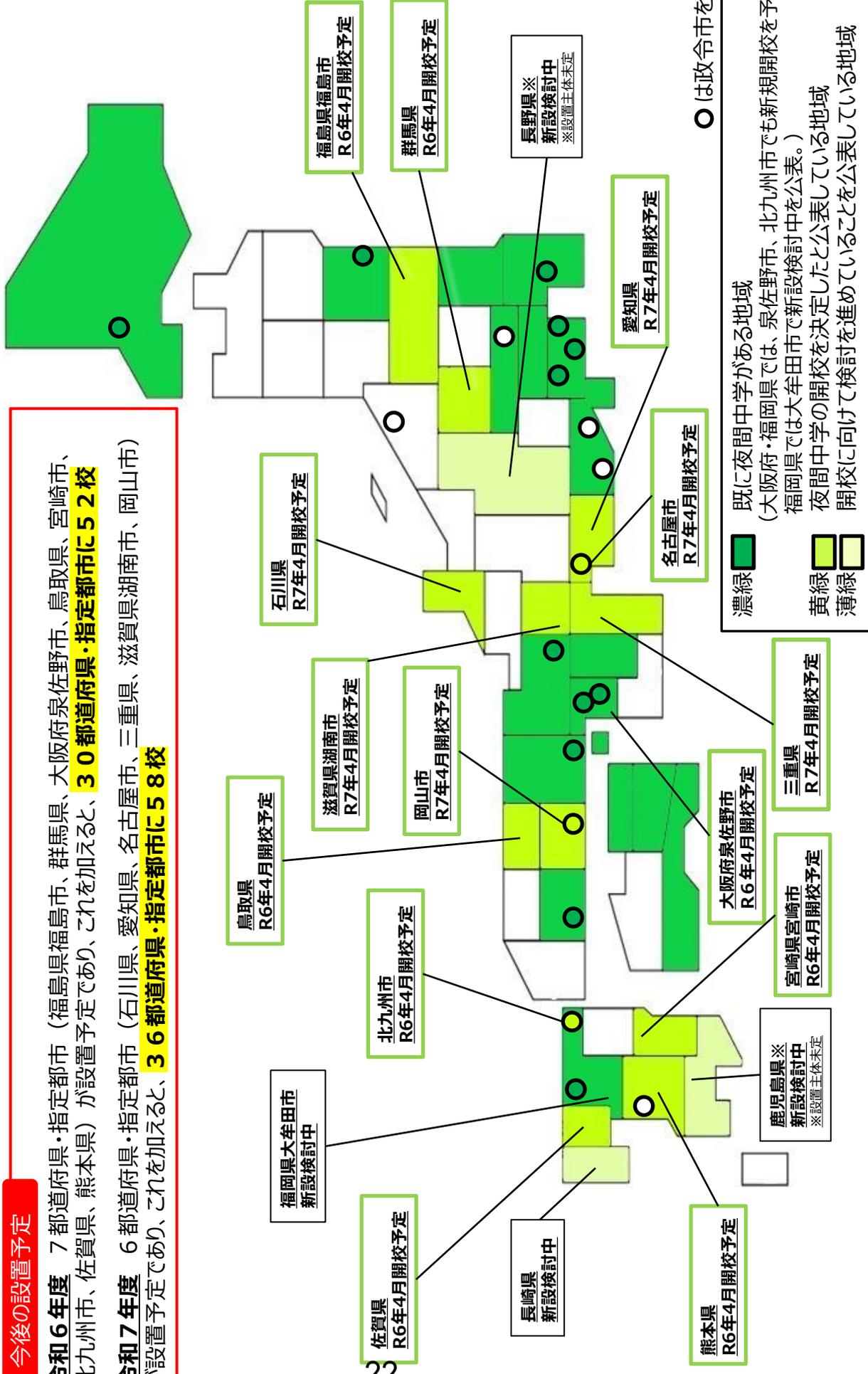
# 夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(令和5年4月時点) **23都道府県・指定都市に44校**

## 今後の設置予定

**令和6年度** 7都道府県・指定都市(福島県福島市、群馬県、大阪府泉佐野市、鳥取県、宮崎市、北九州市、佐賀県、熊本県)が設置予定であり、これを加えると、**30都道府県・指定都市に52校**

**令和7年度** 6都道府県・指定都市(石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、岡山市)が設置予定であり、これを加えると、**36都道府県・指定都市に58校**



# 夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校【令和5年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校【令和5年4月開校】
	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	大田区	糀谷(こうじや)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	足立区	第四(だいやん)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校
	八王子市	第五(だいが)中学校
	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
神奈川県	相模原市	大野南(おのおのみなみ)中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校【令和5年4月開校】
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	豊中市	第四(だいやん)中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾(やお)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
		意岐部(おきべ)中学校
	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
兵庫(ひょうご)中学校北分校		
兵庫県	姫路市	あかつき中学校【令和5年4月開校】
奈良県	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
	奈良市	春日(かすが)中学校
	天理市	北(きた)中学校
	橿原市	畝傍(うねび)中学校
	広島市	観音(かんのん)中学校 二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
福岡県	福岡市	福岡(ふくおか)きぼう中学校

色付き: 教育機会確保法成立以降に設置された夜間中学

# 遠隔教育特例校について

## 遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。

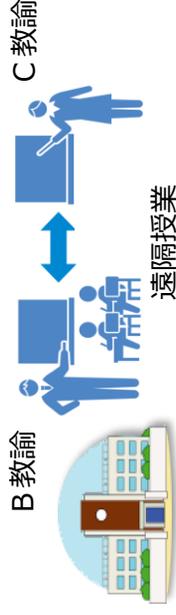
(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

- ※ 予算措置なし
- ※ 受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を保有していない  
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および  
A中学校の教員としての  
身分を有する者(兼務発令等)

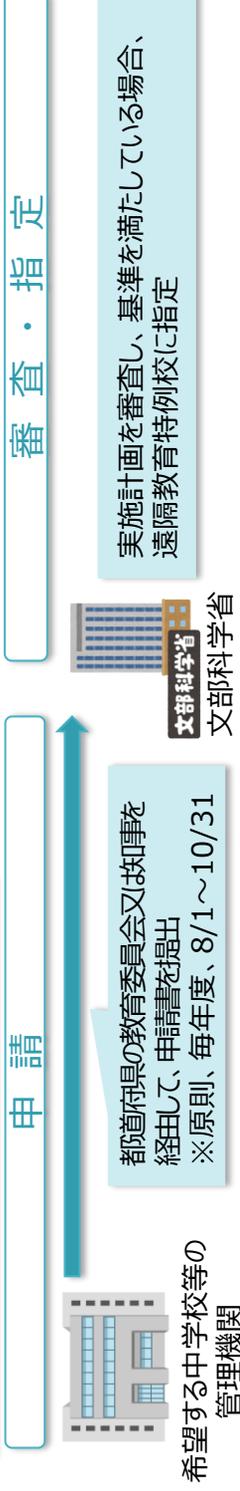


A中学校（受信側）

**遠隔教育特例校**

※配信側については場所や生徒の有無は問わない

## 指定までの流れ



24

- 中学校
- 義務教育学校後期課程
- 中等教育学校前期課程
- 特別支援学校中学部

## 指定の要件

- **中学校等において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合に必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**
- 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の回数行うこと
- 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

# 夜間中学の設置促進・充実

令和6年度要求・要望額  
(前年度予算額)

1.0億円  
0.8(億円)



文部科学省

## 背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和3年度は約25万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒ **義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。**

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校が新設され、令和5年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校が設置されている。そのうち2校は、不登校特例校（※1）を併設。

## 目的・目標

教育機会確保法等（※2）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※2）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・ **都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進**
- ・ **教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用**
- ・ **多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実**

## 夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） **760万円**

### ◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

### ◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を促進。（文部科学省面接執行予算）

### 補助割合

新設準備 2年間：1/3 ※上限400万円  
開設後 3年間：1/3 ※上限250万円

### 補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

### 【関連施策】

- ▶ 不登校特例校（※1）の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員の加配措置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

(※1) 「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

## 夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） **190万円**

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の屋間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

### 委託先

- ・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
- ・法人格を有する団体

### 委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

# 遠隔授業の類型について

## 合同授業型

- ▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会を充実を図る。

教師 + 児童生徒

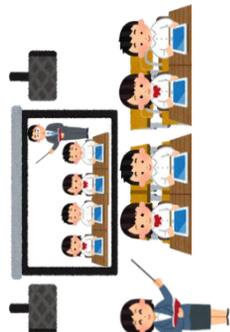


送信側



同時双方向

教師 + 児童生徒

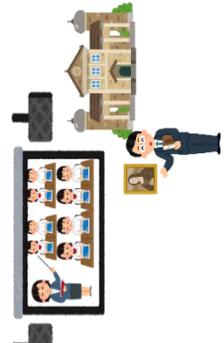


受信側

## 教師支援型

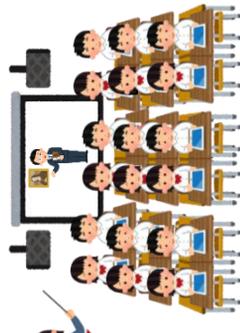
- ▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等



同時双方向

教師 + 児童生徒



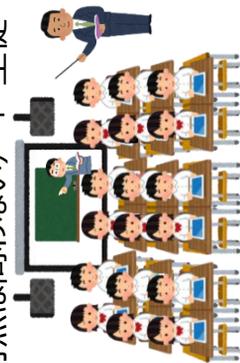
## 教科・科目充実型

- ※ 高等学校段階のみ
- ▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



# 日本赤十字社について

## 概要

日本赤十字社は、日本赤十字社法による認可法人として、赤十字の理念とする人道的任務を達成することを目的として、国際救援活動、災害等救護活動、医療及び社会福祉等広汎な事業活動を行っている。

※ 明治10年に戦時傷者の救護団体として創設された「博愛社」が、明治20年に「日本赤十字社」として改名し国際赤十字の一員となった。

## 主な役員等

名誉総裁	皇后陛下
名誉副総裁	秋篠宮皇嗣妃殿下 常陸宮殿下、同妃殿下 寛仁親王妃殿下 清家 篤
社長	三笠宮妃殿下 高円宮妃殿下

## 会員等

- 個人 20.1万人
- 法人 8.1万法人
- 赤十字ボランティア (2,860団、850,834人)

※ 令和5年3月31日現在

## 主な事業

- 世界各国の赤十字社・赤新月社とのネットワークを活かした日本赤十字社の国際活動は、各国で発生する紛争や自然災害により被害を受けた方々への人道救援活動、被災地や保健衛生の環境が整っていない地域等への伝染病予防教育、医療機器の整備、飲料水供給・衛生環境改善事業など。
- 国内で発生する災害に対しても、救護員を速やかに被災地に派遣して医療救護を行い、日本赤十字社として備蓄している救護物資を提供するほか、義援金の受付も実施。
- 国内外でのこうした活動とともに、
  - ・ 公的医療機関としての赤十字病院の運営、看護師養成事業、社会福祉施設の運営、献血で知られる血液事業や
  - ・ 全国各地の赤十字ボランティアによる災害救護（炊き出し等）、防災活動（防災訓練等）、救急法の講習会、高齢者・障害者等への支援、児童の健全育成活動、社会福祉施設や赤十字病院での支援活動、街の美化活動など地域に根ざした活動を幅広く実施

※ 全国に約2,300箇所（地区本部・地区・分区）があり、その地区分区等の約7割が、地方公共団体の職員に一部業務の協力を担っていただいている（1,718箇所）。その他は、主に社会福祉協議会など。

※ 地区分区等では、その地域内での会員や義援金の募集・資金処理、災害救護、赤十字奉仕団の活動の管理、地域福祉活動などの一部を、地域の実情等に応じて可能な範囲で、選択的に実施。

## 重点番号39

## 「日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化」について（厚生労働省）

## ＜これまでの状況＞

○ 日本赤十字社の地区分区（※1）は、日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されているが、その業務は、地方公共団体や市区町村社会福祉協議会等の職員のご協力をいただきながら実施されている。

（※1）市区町村等をその活動範囲として赤十字活動を行う組織。

- 地方分権提案も踏まえ、日本赤十字社において実態調査や聞き取りを行っているところであるが、日本赤十字社の資金等に係る事務の取扱いは、地域の事情によって様々な状況。
  - ・ 全国に約2,300箇所（地区本部・地区・分区等）の約7割が、地方公共団体の職員に一部業務を担っている（1,718箇所）。その他は、主に社会福祉協議会など。
  - ・ 地区分区等では、会員や義援金の募集・資金処理、災害救護、赤十字奉仕団の活動の管理、地域福祉活動などの業務について、地域の実情等に応じて選択的に実施。
  - ・ 日本赤十字社では、地区分区長や事務委員等を委嘱。地区分区等の長は、約8割が地方公共団体の長。そのほかは、福祉事務所長などの役員や、地域の社会福祉協議会の長など。
  - ・ 地方公共団体の職員が担っている場合（1,718箇所）、公金に準ずるものとして要綱等で独自の金銭管理のルール等を適用している場合もある。

## ＜対応の検討等＞

- 更に実務の実情等を確認するため、個別に自治体への追加的な聞き取り等も進めているところ。併せて、関係省庁等と連携して、自治体職員による日本赤十字社への協力や地方自治法の現金管理に関する規定との関係等について整理を進めているところ。
- なお、ご提案の検討に当たっては、他のいわゆる準公金とされるものとの関係、多様な自治体の実情、自治体の業務負担や体制等への影響と協力関係への影響など、様々な観点からの丁寧な検討が必要。
- その上で、引き続き、日本赤十字社と地方自治体との相互協力関係を今後とも適切に確保できるようにすること、日本赤十字社の貢献活動やその基盤に支障が生じないようにすることに十分に留意しつつ、地方自治体職員の実務負担への影響、各自治体の実情や判断等を尊重していく観点等も踏まえながら、適正かつ円滑な資金管理が図られるよう、当該協力に係る事務の根拠等の明確化や、事務処理の適正化等について、関係省庁等とも連携しつつ、検討を進めていく。

## 【今後の対応】

- これまで、日本赤十字社も通じて、実態把握や追加的なヒヤリング等も行ってきたが、これらを踏まえると、一律の公金化（歳計外現金化）は、自治体の職員の業務負担の大幅な増加や体制への影響、ひいては、地域住民とともに永年にわたって築き上げてきた自治体と日本赤十字社との相互協力関係の継続への懸念があること等からみて、慎重な検討が必要。
- 日本赤十字社からも、この旨深刻な懸念の声も寄せられており、これも重く受け止める必要がある。
- このため、引き続き、ご提案の背景にある、自治体職員の日本赤十字社への協力の実情と地方自治法の現金保管に関する規定との関係を中心に現状の整理等を進め、可能な限り、多くの自治体職員の方々に継続的かつ円滑にご協力いただけたらというように検討していきたい。
- 併せて、日本赤十字社と地方自治体との相互協力関係が今後とも適切に確保できるようにすること、日本赤十字社の人道貢献活動やその活動基盤等に支障が生じないようにすることともに、各地方自治体の実情や判断等を尊重できるようにする観点等も十分に踏まえることが必要。
- こうした点も十分に踏まえ、引き続き、関係省庁等の協力も得ながら、丁寧に検討を進めていきたい。

# 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き に係る制度改正

令和5年9月

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

MAFF

関係府省1次ヒアリングにおける主な指摘事項(令和5年7月19日提案募集検討専門部会(第152回))

影響があるのかわからないのか、事前にある程度メルクマール(基準)を示すことはできないのか。

**異議申出の処理の対応を柔軟に対応できるような形にできないか。**

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(令和5年8月4日提案募集検討専門部会(第155回)配付資料)

- 異議申出が1件でも提出されると、変更手続全体が停止するという**硬直的な制度**になっており、**変更対象地域から数km離れるなど地形的にも環境的にも影響がない**と考えられる地域について異議申出があった場合に**まで全体の手続に遅れが生じるのは、過剰な制約**である。**異議申出に伴う処理の遅延を解消する方策を改めて検討**いただきたい。

31



農林水産省の今後の対応方針(案)

ガイドラインにおいて、以下の内容を明記。

ア 計画変更の場合の**異議申出の対象は、計画変更部分の内容全般**とするとともに、その異議申出の内容が、**計画変更部分を対象としたものでない場合**であって、補正することができないことが明らかとなるときは、**審理手続きを経ないで、却下(決定)すること**ができる

イ 異議申出の内容が**権利の濫用により手続きを妨害するなどの目的の場合**は、**却下**することができる

上記のような、計画変更対象農地と**直接利害関係のない異議申出の抑制**により、異議申出に伴う**処理の遅延の解消**が図られる。

農業振興地域制度に関するガイドライン改正(案)の内容について

	現行	改正(案)	効果
異議申出の内容	農用地利用計画案の内容全般に対して異議申出ができる旨が記載(最初の計画策定時を想定して記載)	農用地利用計画の変更時については、異議申出の内容は、当該 <b>計画変更部分(農用地区域に編入する土地、農用地区域から除外する土地、用途区分を変更する土地)</b> の内容全般である旨を追記 計画変更部分に直接利害関係を有する場合には、異議の申出ができる旨を追記	計画変更対象農地と直接利害関係のない <b>異議申出を抑制</b>
異議申出の決定(却下)	審理手続きを経ないで決定で、異議申出を却下することができる場合として、異議申出書の不備の補正を命じた場合において、異議申立人が当該期間内に不備を補正しないときが記載	審理手続きを経ないで決定で、異議申出を却下することができる場合に、異議申出が <b>計画変更部分と無関係</b> であって、補正することができないことが明らかとなるときを追記 異議申出の内容が <b>権利の濫用</b> により手続きを妨害するなどの目的の場合は、不適法な異議申出として却下することができる旨を追記	計画変更対象農地と直接利害関係のない異議申出があった場合は、 <b>審理手続きを経ないで、異議申出を却下することにより、異議申出の事務手続を短縮化</b>
計画変更手続の事前調整	記載なし	計画変更案の前に、十分な時間的余裕をもつて、土地所有者等から農用地区域からの除外等の相談を受け付けるとともに、 <b>事前相談の段階で</b> 、当該除外等が不適當であると判断した場合 <b>は</b> 、その <b>判断理由等を丁寧</b> に説明する旨を追記	事前調整の結果を丁寧に説明することにより、 <b>除外要件等を満たさない要望を内容とした異議申出を抑制</b>

33 R5年地方分権改革 重点事項1・管理番号8

重点番号1:国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し(厚生労働省)

厚生労働省保険局国民健康保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 全国決済の取扱い（通知の概要）

### 県外分診療報酬の全国決済について（昭和50年7月25日保険発第72号厚生省保険局国民健康保険課長通知）

- ・ 県外分診療報酬（ ）の請求は、従来、保険者所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会に対して行っていたが、全国決済の導入後は、当該療養取扱機関所在地の連合会に対して行う。

療養取扱機関が、当該療養取扱機関所在地の都道府県と異なる都道府県の保険者の被保険者に診療を行った場合の診療報酬

- ・ 全国決済には、各都道府県連合会と全国の保険者との間に診療報酬の審査支払について委託契約を締結する必要があるが、各連合会において委託契約を締結することで、各保険者と連合会との契約に代えるものとしている。

## 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日第2回医療DX推進本部）（抄）

・具体的な施策及び到達点

### （4）診療報酬改定DX

診療報酬改定時に、医療機関等やベンダが、短期間で集中して個別にシステム改修やメンテナンス等の作業に対応することで、人的、金銭的に非常に大きな間接コストが生じている。限られた人的資源、財源の中で医療の質の更なる向上を実現するためには、作業の一本化や分散・平準化を図るとともに、進化するデジタル技術を最大限に活用して、間接コストの極小化を実現することが重要である。

このため、2024年度において、医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善し、提供する。併せて、デジタル化に対応するため、診療報酬点数表におけるルール<sup>1</sup>の明確化・簡素化を図るとともに、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラムである共通算定モジュールの開発を進め、2025年度にモデル事業を実施した上で、2026年度において本格的に提供する。その上で、共通するマスタやモジュール、標準様式を実装した標準型レセプトコンピュータについて、標準型電子カルテとの一体的な提供も行うことで、コスト縮減の観点も踏まえながら、医療機関等のシステムを抜本的にモダンシステム化していく。これからの取組については、公費負担医療等を含め、限度額を超えた患者の窓口負担金を日々の診療の段階で軽減する仕組みの強化に加えて、感染症危機への対応等医療情報の二次利用に資するものとなるよう、検討を進める。

これらの取組により医療機関等の間接コストや作業負担の軽減を図るとともに、診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、実施年度及び施行時期について、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて検討する。

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

### ・ 各個別分野における規制改革の推進

3. 医療・介護・感染症対策
- 8 患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し
  - a 小児家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実証に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。【略】

- b 小児家庭庁及び厚生労働省は、a の状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくするとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、a の状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。【（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置】

# 施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての 受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和について

令和5年9月8日

農林水産省

## 【提案団体が求める措置の具体的内容（概要）】

提案団体としては、水利施設の施設更新に当たって、国営土地改良事業の申請を予定しているが、この施設更新事業には、ポンプ場の統廃合及び調整池の新設等一部施設の再編・増設を含むため、施設の「本来の機能の維持」の範囲を超えるとともに、施設の種類・管理方法等の「重要な部分」の変更を要するものとして、同意徴集を不要とする要件に該当しないものと認識している。

当該施設更新事業は、老朽化対策・耐震化を目的としており、施設の再編・増設を伴うものであっても受益者の権利利益を侵害するおそれのないものであり、このような基本的な受益の態様が変動しないものと認められる場合には、土地改良法第85条の3第2項「本来の機能の維持を図ることを目的とする」ものとするよう取扱いを緩和するとともに、「管理すべき施設の種類の並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの」を「重要な部分の変更」とする土地改良法施行規則第38条の2の2を改正し緩和することで、同意徴集を不要とすることを求めたい。

## 【農林水産省からの第1次回答（概要）】

施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池（附帯施設）の新設といった一部施設の再編・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとなった。このことから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない場合（土地改良区の管理事業計画の同一性や組合員負担の相当性を担保できる場合）には、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

このため、本提案については、国営土地改良事業として申請を予定している施設更新事業の内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることから、現行制度のままでも同意徴集手続を省略することが可能と考えられる。

## 【第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】

支障事例と考えていた「調整池の新設」について、同意徴集手続を省略可能との回答をいただいたが、平成29年9月25日付け事務連絡「土地改良法等の改正に基づき同意徴集手続が簡素化される施設更新事業の事例について」（以下、「事務連絡」という。）においては、「2（省略）農業者の水利用に支障を与えない範囲で開水路をパイプラインに更新」と例示されているのみであり、規模の大小を含む調整池等、付帯施設の取り扱いが不明瞭で個別の事業に係る該当性が判断できないため、対象の範囲をより明確に示していただきたい。

また、事務連絡において「同意徴集手続の簡素化に当たっては、管理事業計画の同質性（告示二及び四に定める重要な部分の変更を伴わない）（省略）が条件」との記載があり、その上で簡素化の対象となる更新事業として揚水機場の統廃合やパイプライン化（調整池の新設）が例示されている。一方、調整池（貯水池）の新設や揚水機場の統廃合については、管理事業計画における重要な部分を定めた告示にある「（一）管理すべき施設の種類の種類で貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」に該当するものと解釈してきた。当該事業は管理事業計画の変更を要するものであると認識しているが、受益の態様に影響を与えない実態に着目し、管理事業計画と同質性を有するものとして、同意徴集手続は不要と認められるべきと考えるがよろしいか。

管理事業計画の規定方法や詳細度合を原因として、全国的に取扱に差が生じることのないよう周知徹底をお願いしたい。

- (1) 「同意徴集手続の省略が可能となる対象の範囲をより明確に示す」とのご提案については、同意徴集手続の省略が可能な**施設更新事業の例示について写真等を活用して分かりやすく整理するとともに、今回議論になった附帯施設の取扱いを明確にし、地方自治体等に対して周知すること**としたい。
- (2) 土地改良法第85条の3第2項の例外規定の適用に当たり、「管理事業計画の規定方法や詳細度を原因とした取扱の差」が生じるとの指摘については、**事業の整備内容により同項の適用を判断することとしていることから想定されないが、地方農政局に対して、本提案を踏まえた注意喚起を図ること**としたい。
- (3) なお、お尋ねの、「(一) 管理すべき施設の種類の種類で貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」とは、例えば、農業用水の水源であるため池（貯水池）を廃止して頭首工に切り替えため管理施設の種類の種類が貯水池から頭首工に変更される場合などが該当し、**揚水機の附帯施設として調整池を新設することや、揚水機を統廃合し箇所数が増えることは、既存の「揚水機」という施設の区分の変更には該当しない。**今後、同種の解釈上の誤解が生じないよう、**(1)の周知と併せて、考え方を周知すること**としたい。